管内旅費の支給事務の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 富田林土木事務所 | 管内出張をシステムに重複して入力し、そのまま承認された後、当該重複した出張の取消しを忘れたものがあった。また、旅費支出の際にチェックされず、そのまま決裁を行ったため、旅費が過誤払となっていた。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 職員 | 出張日 | システム入力日 | 過誤払旅費額 |
| 当初入力日 | 重複入力日 |
| Ａ | 令和３年７月27日 | 令和３年７月26日 | 令和３年７月26日 | 420円 |

 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。 | 　重複入力となっている過誤払旅費については、速やかに戻入手続を行い、職員が返納したことを確認した。所内グループ長会議において監査結果の報告を行い、所属職員に対し管内旅費の二重登録のまま承認された事案について注意喚起を行った。また、再発防止のため、職員は申請時に、承認者は決裁時に二重登録等不適切な処理が発生しないよう確認し、旅費担当者は旅費明細内訳書の内容確認を徹底することにより適正な事務執行に努める。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和４年11月16日）